生命共済制度　重要事項説明書　福祉団体定期保険　契約概要／注意喚起情報

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

この【重要事項説明書】は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分のうち、契約内容について特にご確認いただきたい事項＜契約概要＞と、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項＜注意喚起情報＞を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容についてはあわせてパンフレットをご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店に照会してください。

＜契約概要＞

※各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。
詳細は必ずパンフレットをご確認ください。

■商品の名称　福祉団体定期保険

■商品の仕組み　商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などの保障を確保するために団体（商工会議所・商工会）を契約者として運営する団体保険商品です。

【仕組み図　例】

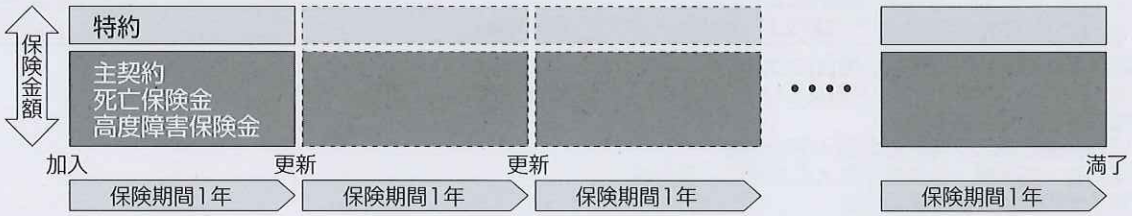

■保険期間　保険期間はご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めた更新日から1年間です。保険期間の満了の際に更新しない旨のお申出がない場合には、自動更新となりご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めた更新限度の年齢まで更新されます。

■主な保険金などの支払事由　死亡保険金……保険期間中に加入者（被保険者。以下同じ。）が死亡されたとき。
高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入（増額）日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。

■加入資格　加入資格はご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。詳細はパンフレットを参照してください。
※退職・退会などにより加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。

■保険料について　保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お払込方法・経路などもご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めていますので、詳細はパンフレットを参照してください。

■配当金について　この商品は毎年の更新後にご契約（商工会議所・商工会）ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者に契約者配当金をお支払いします。

■払戻金など　この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】
この保険契約の引受保険会社はパンフレットに記載してあります。詳細はパンフレットをご覧ください。

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】
当制度に関するお手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。
当制度に関する苦情は、団体（商工会議所・商工会）・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談グループ（TEL:0120-030-775 受付時間：9:00～17:00　土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】
この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス:http://www.seiho.or.jp/）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

＜注意喚起情報＞

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険契約であり、加入者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知について

1．告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただく内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払いを受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる１年経過後にもご契約の取消しとなることがあります。）

2．アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず加入者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）

3．アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方に限ります。
次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入（保険金額変更）申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去１年以内の健康状態	**告知事項**	**①加入（増額）申込日（告知日）から過去１年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。**
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	**②加入（増額）申込日（告知日）から過去１年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。**
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

別表　心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

1．免責事由に該当する場合
・効力発生日から１年以内の加入者の自殺
・契約者・加入者・保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

2．効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3．告知義務違反の場合
契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

4．詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合
契約者または加入者による詐欺の行為によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

5．重大事由による解除の場合
契約者、加入者または保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■責任開始期（効力発生日）について

加入申込日（告知日）と責任開始期（効力発生日）についてはご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。詳細はパンフレットにて確認してください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。
生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数、加入率および保険金・給付金の支払状況が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■払戻金など

この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

お客様からのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店にご連絡ください。
お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「パンフレット」、アクサ生命ホームページ（http://www.axa.co.jp/）にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはすみやかに商工会議所・商工会またはパンフレット記載の保険会社営業店にご連絡ください。

【引受保険会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。
生命保険契約者保護機構　TEL:03-3286-2820　「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時」
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

アクサ生命保険株式会社
redefining／standards
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

Form No.0T6050(1.1) AXA-A1-1405-1157/9W2 2014.05.30